

寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 3 号

寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例

寒川町個人情報保護条例(平成 11 年寒川町条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 2 条中第 9 号を第 14 号とし、第 6 号から第 8 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 5 号中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条中第 4 号を第 9 号とし、同条第 3 号中「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて
検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

第 2 条中第 3 号を第 8 号とし、第 2 号を第 7 号とし、同条第 1 号中「除く。」の次に「アにおいて同じ。」を加え、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第1号を第3号とし、同号の次に次の3号を加える。

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 要配慮個人情報 本人の次に掲げる事項のいずれかが含まれる個人情報をいう。

ア 思想、信条及び宗教

イ 人種及び民族

ウ 社会的身分

エ 病歴

オ 犯罪の経歴

カ 犯罪により害を被った事実

キ 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)第4条で定める記述等

第2条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 電磁的記録 電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。

(2) 氏名、生年月日その他の記述等 文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。

第6条中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条各号を削る。

第 7 条第 1 項中「記述」を「記述等」に改め、同項第 5 号イ中「前条各号に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第 10 条第 2 項中「開始しようとするとき」の次に「、又はその内容を変更しようとするとき」を加え、「その内容を変更しようとするときも、同様とする」を「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

第 11 条第 1 項第 3 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 23 条の 2 中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第 24 条第 2 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定(同条第 5 号中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える部分を除く。)、第 6 条及び第 7 条第 1 項第 5 号イの改正規定並びに附則第 3 項から第 5 項までの規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 実施機関は、改正後の第 6 条の規定により寒川町個人情報保護制度運営審議会の意見を聴くこととされている事項については、この条例の施行の日前においても、

同審議会の意見を聴くことができる。

(寒川町行政手続条例の一部改正)

- 3 寒川町行政手続条例(平成 9 年寒川町条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 32 条第 4 項第 2 号中「電磁的記録」の次に「(電磁的方式)」を、「できない方式」次に「をいう。)」を加える。

(寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 4 寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 17 年寒川町条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「電子的方式」を「電磁的方式(電子機方式)」に改め、「できない方式」の次に「をいう。)」を加える。

(寒川町情報公開条例の一部改正)

- 5 寒川町情報公開条例(平成 11 年寒川町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録」を「寒川町個人情報保護条例(平成 11 年寒川町条例第 25 号)第 2 条第 1 号に規定する電磁的記録」に改める。